



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

令和元年度 障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部企画課

令和元年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容（10月施行）

新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善	改定率 + 1.56%
訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直し	
消費税率10%への引上げに伴う報酬改定	改定率 + 0.44%

新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

5. 介護人材の処遇改善

(具体的内容)

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

(実施時期)

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

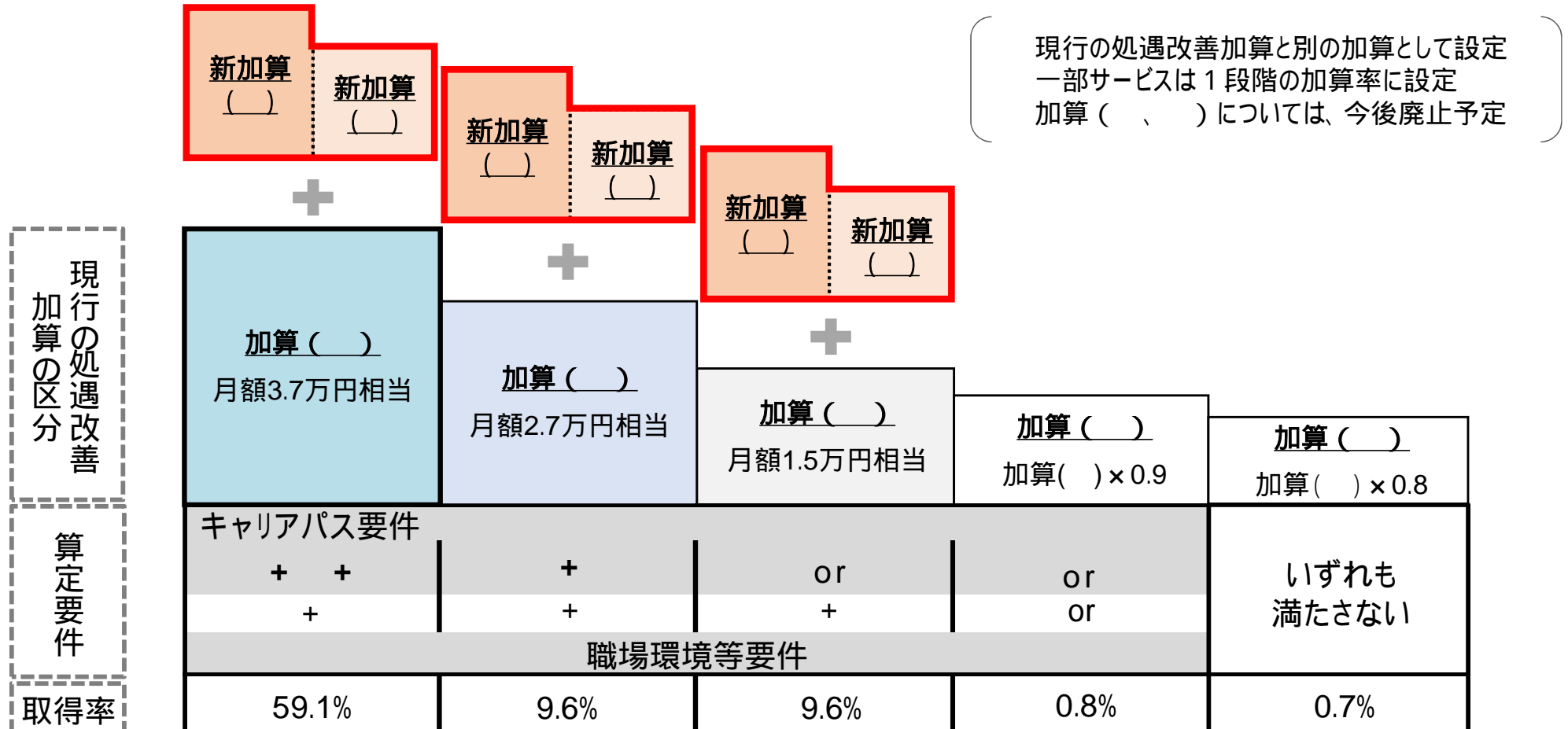
処遇改善加算全体のイメージ

< 福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件 >

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算 () から () までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

< サービス種類内の加算率 >

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算 () の加算率はその $\times 0.9$ となるよう設定
加算 () と加算 () で加算率の差が大きくなる (1.5倍を超える) 場合には、 $\times 0.95$ となるよう設定
福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定



福祉・介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ルール

経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が「役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)」以上となる者を設定・確保すること。

リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現

平均の処遇改善額について、

- 経験・技能のある障害福祉人材は、他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
- その他の職種(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)を超えない場合に限り)は、他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。

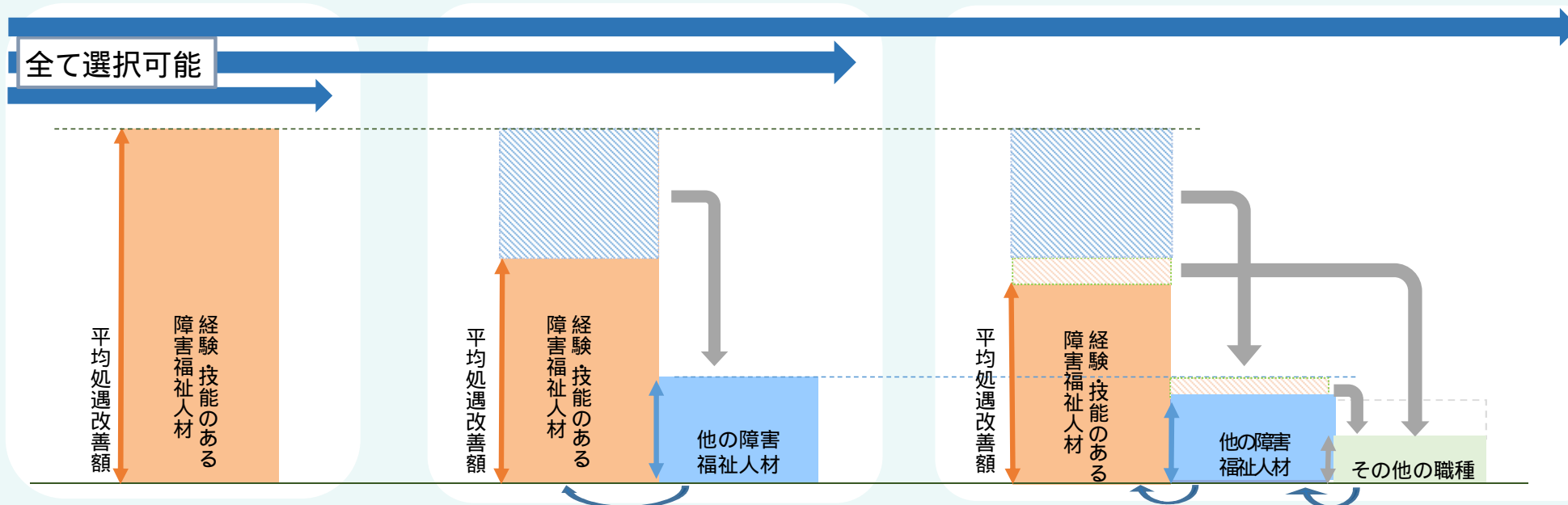
勤続10年以上の介護福祉士等、勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員、その他()以外の職員

【介護保険と同様の留意点】

- 1 について、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。
- 2 について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。
- 3 各職員区分内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。
- 4 平均賃金について、 が と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。(算定根拠と同様)研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の の職員については、事業所の裁量で に含めることを可能とする。個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している の職員について、事業所の裁量で に含めることを可能とする。(の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。)



福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について（令和元年10月～）

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算	新加算	加算	加算	加算	加算	加算
居宅介護	7.4%	5.8%	30.2%	22.0%	12.2%	加算()により算出した単位 × 0.9	加算()により算出した単位 × 0.8
重度訪問介護	4.5%	3.6%	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護	14.8%	11.5%	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護	6.9%	5.7%	25.0%	18.2%	10.1%		
療養介護	2.5%	2.3%	3.5%	2.5%	1.4%		
生活介護	1.4%	1.3%	4.2%	3.1%	1.7%		
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%	5.7%	4.1%	2.3%		
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%	5.7%	4.1%	2.3%		
就労移行支援	2.0%	1.7%	6.7%	4.9%	2.7%		
就労継続支援A型	0.4%	0.4%	5.4%	4.0%	2.2%		
就労継続支援B型	2.0%	1.7%	5.2%	3.8%	2.1%		
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%	17.0%	12.4%	6.9%		
児童発達支援	2.5%	2.2%	7.6%	5.6%	3.1%		
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%	14.6%	10.6%	5.9%		
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%	8.1%	5.9%	3.3%		
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%	6.2%	4.5%	2.5%		
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%	3.5%	2.5%	1.4%		
サービス区分 (特定処遇改善加算が1段階のサービス)	新加算		加算	加算	加算	加算	加算
重度障害者等包括支援	1.5%		2.5%	1.8%	1.0%	加算()により算出した単位 × 0.9	加算()により算出した単位 × 0.8
施設入所支援	1.9%		6.9%	5.0%	2.8%		
居宅訪問型児童発達支援	5.1%		7.9%	5.8%	3.2%		
保育所等訪問支援	5.1%		7.9%	5.8%	3.2%		

- (注1) を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。また、現行の処遇改善加算は見直し後の加算率である。
- (注2) 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。
- (注3) 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。
- (注4) 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。
- (注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直しについて

対応方法

< 令和3年度報酬改定に向けた対応 >

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、令和元年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を令和3年度報酬改定に適切に反映させる。

< 令和元年度報酬改定における暫定的な見直し >

暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。なお、重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所を見直しの対象とする。令和元年10月から適用される具体的な加算率の見直し内容は、以下のとおり。

	現行の加算率		
	加算()	加算()	加算()
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%



	見直し後の加算率		
	加算()	加算()	加算()
居宅介護	30.2%	22.0%	12.2%
重度訪問介護	19.1%	13.9%	7.7%
同行援護	30.2%	22.0%	12.2%
行動援護	25.0%	18.2%	10.1%

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

< 消費税率引上げに伴う報酬改定率について >

消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う
(令和元年10月実施)。

障害福祉サービス等報酬 + 0.44%

- 1 消費税率8%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分 $(110/108 - 1)$ を乗じて改定率を算出する。
- 2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税経費割合(加重平均)) × $(110/108 - 1)$

< 報酬改定の方法について >

基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合()に税率引上げ分 $(110/108 - 1)$ を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

課税経費割合 = $1.0 - \text{人件費比率} - \text{その他の非課税品目率}$

加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位上乗せ率 + 加算に係る上乗せ率)

このページは空白です。

障害者自立支援給付支払等システムについて

このページは空白です。

1. システム関係の今後のスケジュール

このページは空白です。

令和元年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム関係スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
説明会等			9/30 障害者総合支援合同担当者説明会					
令和元年度障害福祉サービス等報酬改定等	8/2 体制等状況 インタフェース仕様書等の提示	8/30 サービスコード表等の提示	制度改正・報酬改定施行					
審査支払事務の見直し				警告からエラーへの移行(第二段階)				
国保中央会	令和元年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修			10/28(予定)				
		ベンダテスト						
	統計機能対応に係るシステム改修				11月下旬(予定)	12月下旬(予定)		
国保連合会				異動情報登録	1日~ 請求受付開始			
都道府県	令和元年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修							
		ベンダテスト	異動情報作成					
市町村	令和元年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修							
		ベンダテスト	異動情報作成					
障害福祉サービス等事業者	令和元年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修				1日~ 請求開始			

取込送信システムリリース
簡易入力システムリリース
電子請求受付システムリリース
伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)リリース
障害者自立支援給付支払等システムリリース

このページは空白です。

2 - 1 . 令和元年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る
システム対応について

このページは空白です。

(1) 新しい経済政策パッケージに基づく処遇改善加算について

【概要】

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

【システムへの影響・対応】

台帳関係

「事業所異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報)」に、新設となる「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の体制を管理するための項目を追加。

都道府県においては、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所に係る「事業所異動 / 訂正連絡票情報」(障害児支援の場合、「障害児施設異動 / 訂正連絡票情報」)を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県において、インタフェース仕様書等を参照し、適宜必要な対応をお願いしたい。

令和元年10月施行分に対応したインタフェース仕様書については、令和元年8月2日事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書【確定版】等の提示について」を参照。

請求関係

福祉・介護職員等特定処遇改善加算のサービスコードを追加。

国保連の一次審査

サービス提供年月が令和元年10月以降の請求に対して、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定している場合、算定要件を満たした事業所であるかをチェックする。

(2) 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

【概要】

消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う
(令和元年10月実施)。

障害福祉サービス等報酬 + 0.44%

【システムへの影響・対応】

単位数

令和元年10月以降の単位数について、報酬改定後の単位数に変更する。

令和元年10月サービス提供分以降は、消費税率引上げに伴う報酬改定に対応した単位数を設定する必要がある。

簡易入力システム及び取込送信システムは、令和元年10月リリースで対応。

事業所においては、報酬改定後の単位数で請求を行うために、簡易入力システム及び取込送信システムの更新が必要となり、インストール等の作業が発生する。

(3) 就学前の障害児の発達支援の無償化について

【概要】

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化とする。

【システムへの影響・対応】

台帳関係

「障害児支援受給者異動 / 訂正連絡票情報(基本情報)」に、当該無償化の対象者を管理するための項目を追加。

市町村等においては、当該無償化の対象となる受給者に係る「障害児支援受給者異動 / 訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには市町村等において、インタフェース仕様書等を参照し、適宜必要な対応をお願いしたい。

令和元年10月施行分に対応したインタフェース仕様書については、令和元年8月2日事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書【確定版】等の提示について」を参照。

国保連の一次審査

サービス提供年月が令和元年10月以降の請求に対して、当該無償化の対象者であるかどうかのチェックを実施する。

このページは空白です。

2 - 2 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係る
インタフェース仕様書の主な変更点について

このページは空白です。

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

令和元年度制度改正及び障害福祉サービス等報酬改定(以下、「令和元年度制度改正・報酬改定等」という。)等に伴い、各システム間のインタフェースについても所要の見直しを行う。

インタフェース仕様書の主な変更点は、以下のとおり。

共通編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	決定サービスコード	以下の決定サービスコードを削除 ・「151000:同行援護(身体介護伴う)決定」 ・「152000:同行援護(身体介護伴わない)決定」
	インタフェース一覧	以下のインタフェースを変更 【支払通知情報】 ・「J8G1 障害福祉サービス費等処遇改善加算等総額のお知らせ」 ・「K8F1 障害児給付費等処遇改善加算等総額のお知らせ」

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

都道府県編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	全体	「事業所異動連絡票情報等の事業変更年月日の設定方法」を追加
	事業所異動連絡票情報(サービス情報) 事業所訂正連絡票情報(サービス情報) 事業所情報更新結果情報(サービス情報) 事業所台帳情報(サービス情報) 障害児施設異動連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設情報更新結果情報 (サービス情報) 障害児施設台帳情報(サービス情報)	以下の項目を追加 ・「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」 ・「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」 ・「事業変更年月日」
	事業所異動連絡票情報(サービス情報) 事業所訂正連絡票情報(サービス情報)	以下の項目の注釈(36)を変更 【項目】 ・「主たる事業所サービス種類コード1」 ・「主たる事業所サービス種類コード2」 ・「主たる事業所施設区分」 【内容】 「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」、または「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「2:有り」の場合にのみ設定する。 異動年月日の年月が令和1年9月以前の場合、「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」、または「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「2:有り」の場合にのみ設定する。 異動年月日の年月が令和1年10月以降の場合、「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」、「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」、または「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「2:有り」の場合にのみ設定する。

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	事業所異動連絡票情報(サービス情報) 事業所訂正連絡票情報(サービス情報)	<p>「【異動年月日の年月が令和1年 10 月以降の場合】」の表を追加 また、以下のサービス種類の項目において、「」を削除</p> <p>【サービス種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「43:就労移行支援」 ・「44:就労移行支援(養成施設)」 <p>【項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就労定着支援体制加算区分(6月以上12月未満)」 ・「就労定着支援体制加算区分(12月以上24月未満)」 ・「就労定着支援体制加算区分(24月以上36月未満)」
	障害児施設異動連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設訂正連絡票情報 (サービス情報)	<p>「【異動年月日の年月が令和1年 10 月以降の場合】」の表を追加</p>
	障害児支援受給者異動連絡票情報 (支給決定情報)	<p>以下の項目に注釈(4)を追加</p> <p>【項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「決定支給期間(開始年月日)」 ・「決定支給期間(終了年月日)」 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会に同じサービス提供年月に対して有効となる複数の支給決定情報が存在する場合(月途中で変更が発生した場合は、最新の異動年月日の支給決定情報に設定されている決定支給期間のみではなく、当該サービス提供年月に関する支給決定情報に設定されている決定支給期間を使用して実績とのチェックを行う。

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	障害児支援受給者異動連絡票情報 (基本情報) 障害児支援受給者訂正連絡票情報 (基本情報) 障害児支援受給者情報更新結果情報 (基本情報) 障害児支援受給者台帳情報(基本情報) 障害児支援受給者情報突合情報 (基本情報) 障害児支援受給者情報突合結果情報 (基本情報)	「無償化対象区分」の項目を追加
	一次審査済明細書等情報 (障害児支援) 障害児給付費 都道府県等保有給付実績情報 障害児給付費 都道府県等保有給付実績更新結果情報 障害児給付費 国保連合会保有給付実績情報	「 基本情報レコード」 以下の項目の内容を変更 【項目】 ・「利用者負担上限月額 」 【内容】 ・利用者負担上限月額を設定する 所得区分に応じた利用者負担上限月額を設定する 以下の項目に注釈を追加 【情報名】 ・「一次審査済明細書等情報(障害児支援)」(7) ・「障害児給付費都道府県等保有給付実績情報」(6) ・「障害児給付費都道府県等保有給付実績更新結果情報」(6) ・「障害児給付費国保連合会保有給付実績情報」(6) 【項目】 ・「利用者負担上限月額 」 【内容】 ・当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	一次審査済明細書等情報 (障害児支援) 障害児給付費 都道府県等保有給付実績情報 障害児給付費 都道府県等保有給付実績更新結果情報 障害児給付費 国保連合会保有給付実績情報	<p>「 集計情報レコード(複数レコード)」 以下の項目に注釈を追加</p> <p>【情報名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一次審査済明細書等情報(障害児支援)」(6) ・「障害児給付費都道府県等保有給付実績情報」(5) ・「障害児給付費都道府県等保有給付実績更新結果情報」(5) ・「障害児給付費国保連合会保有給付実績情報」(5) <p>【項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用者負担額 (サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率に基づく利用者負担額)」 <p>【内容】</p> <p>法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。</p> <p><u>【サービス提供年月が令和1年10月以降の場合】</u></p> <p>(1)就学前障害児の発達支援無償化対象である場合 「0」を設定する。</p> <p>(2)就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合 法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。</p> <p><u>【サービス提供年月が平成24年4月以降、令和1年9月以前の場合】</u></p> <p>法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。</p>

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

市町村編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	受給者異動連絡票情報(支給決定情報) 障害児支援受給者異動連絡票情報 (支給決定情報)	以下の項目に注釈(5)を追加 【項目】 ・「決定支給期間(開始年月日)」 ・「決定支給期間(終了年月日)」 【内容】 ・国保連合会に同じサービス提供年月に対して有効となる複数の支給決定情報が存在する場合(月途中で変更が発生した場合)は、最新の異動年月日の支給決定情報に設定されている決定支給期間のみではなく、当該サービス提供年月に関する支給決定情報に設定されている決定支給期間を使用して実績とのチェックを行う。
	一次審査済明細書等情報 (障害福祉サービス)	「 基本情報レコード」 以下の項目の内容を変更 【項目】 ・「利用者負担上限月額 」 【内容】 ・利用者負担上限月額を設定する 所得区分に応じた利用者負担上限月額を設定する 「 一次審査済サービス提供実績記録票情報 基本情報レコード」 以下の項目に注釈(12)を追加 【項目】 ・「合計2 内訳 100%」 ・「合計2 内訳 70%」 ・「合計2 合計 算定時間数計」 ・「合計4 内訳 100%」 ・「合計4 内訳 90%」 ・「合計4 合計 算定時間数計」 ・「合計2 内訳 90%」 【内容】 ・サービス提供年月が令和1年10月以降は、同行援護(伴う)、または同行援護(伴わず)の場合、設定しない。

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	一次審査済明細書等情報 (障害福祉サービス)	<p>「 一次審査済サービス提供実績記録票情報 明細情報レコード(複数レコード)」 以下の項目の注釈(3)を変更</p> <p>【項目】 ・「提供通番」</p> <p>【内容】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)において、サービス提供年月内でサービス提供の順に1から通番を採番する。ただし、居宅介護、同行援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)においては一連のサービス提供を行った場合(サービス間隔が2時間未満の場合)、一連のサービス提供について同一番号を設定する。</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)において、サービス提供年月内でサービス提供の順に1から通番を採番する。ただし、居宅介護(通院等乗降介助以外)、同行援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)においては一連のサービス提供を行った場合(サービス間隔が2時間未満の場合)、一連のサービス提供について同一番号を設定する。</p>
	障害児支援受給者異動連絡票情報 (基本情報) 障害児支援受給者訂正連絡票情報 (基本情報) 障害児支援受給者情報更新結果情報 (基本情報) 障害児支援受給者台帳情報(基本情報) 障害児支援受給者情報突合情報 (基本情報) 障害児支援受給者情報突合結果情報 (基本情報)	「無償化対象区分」の項目を追加

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	一次審査済明細書等情報 (障害児支援) 障害児給付費 都道府県等保有給付実績情報 障害児給付費 都道府県等保有給付実績更新結果情報 障害児給付費 国保連合会保有給付実績情報	<p>「基本情報レコード」 以下の項目の内容を変更 【項目】 ・「利用者負担上限月額」 【内容】 ・利用者負担上限月額を設定する <u>所得区分に応じた利用者負担上限月額を設定する</u></p> <p>以下の項目に注釈(7)を追加 【項目】 ・「利用者負担上限月額」 【内容】 ・当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。</p> <p>「集計情報レコード(複数レコード)」 以下の項目に注釈を追加 【情報名】 ・「一次審査済明細書等情報(障害児支援)」(6) ・「障害児給付費都道府県等保有給付実績情報」(5) ・「障害児給付費都道府県等保有給付実績更新結果情報」(5) ・「障害児給付費国保連合会保有給付実績情報」(5) 【項目】 ・「利用者負担額 (サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率に基づく利用者負担額)」 【内容】 【サービス提供年月が平成30年4月以降】 (1)児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援の場合 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合 「0」を設定する。 (次頁へ続く)</p>

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	一次審査済明細書等情報 (障害児支援) 障害児給付費 都道府県等保有給付実績情報 障害児給付費 都道府県等保有給付実績更新結果情報 障害児給付費 国保連合会保有給付実績情報	<p>(前頁の続き)</p> <p>多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>(2)(1)以外の場合 法第二十一条の五の十一、または法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。</p> <p>【サービス提供年月が令和1年10月以降の場合】</p> <p>(1)児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援の場合</p> <p>就学前障害児の発達支援無償化対象である場合 「0」を設定する。</p> <p>就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合</p> <p>-1 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>-2 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合 「0」を設定する。</p> <p>-3 多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>(2)障害児入所支援、または医療型障害児入所支援の場合</p> <p>就学前障害児の発達支援無償化対象である場合 「0」を設定する。</p> <p>就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合 法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。</p> <p>(3)(1)、(2)以外の場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>(次頁へ続く)</p>

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	一次審査済明細書等情報 (障害児支援) 障害児給付費 都道府県等保有給付実績情報 障害児給付費 都道府県等保有給付実績更新結果情報 障害児給付費 国保連合会保有給付実績情報	(前頁の続き) 【サービス提供年月が平成30年4月以降、令和1年9月以前の場合】 (1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援の場合 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合 「0」を設定する。 多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 (2) (1)以外の場合 法第二十一条の五の十一、または法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。
	障害福祉サービス費 市町村保有給付実績情報 障害福祉サービス費 市町村保有給付実績更新結果情報 障害福祉サービス費 国保連合会保有給付実績情報	「基本情報レコード」 以下の項目の内容を変更 【項目】 ・「利用者負担上限月額」 【内容】 ・利用者負担上限月額を設定する 所得区分に応じた利用者負担上限月額を設定する

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

サービス事業所編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	全体	以下の名称を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算」「福祉・介護職員処遇改善加算等」 ・「処遇改善(特別)加算総額のお知らせ情報」「処遇改善加算等総額のお知らせ情報」
	介護給付費等請求書・明細書情報	「(2)介護給付費等明細書基本情報レコード」 以下の項目の内容を変更 【項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・「利用者負担上限月額」 【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担上限月額を設定する <u>所得区分に応じた利用者負担上限月額を設定する</u>
	サービス提供実績記録票情報 (障害福祉サービス)	「(2)基本情報レコード」 以下の項目に注釈(11)を追加 【項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・「合計2 内訳 100%」 ・「合計2 内訳 70%」 ・「合計2 合計 算定時間数計」 ・「合計4 内訳 100%」 ・「合計4 内訳 90%」 ・「合計4 合計 算定時間数計」 ・「合計2 内訳 90%」 【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供年月が令和1年10月以降は、同行援護(伴う)、または同行援護(伴ず)の場合、設定しない。

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	サービス提供実績記録票情報 (障害福祉サービス)	<p>「(3)明細情報レコード」 以下の項目の注釈(2)を変更</p> <p>【項目】 ・「提供通番」</p> <p>【内容】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)において、サービス提供年月内でサービス提供の順に1から通番を採番する。ただし、居宅介護、同行援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)においては一連のサービス提供を行った場合(サービス間隔が2時間未満の場合)、一連のサービス提供について同一番号を設定する。</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)において、サービス提供年月内でサービス提供の順に1から通番を採番する。ただし、居宅介護(通院等乗降介助以外)、同行援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)においては一連のサービス提供を行った場合(サービス間隔が2時間未満の場合)、一連のサービス提供について同一番号を設定する。</p> <p>「(5)入力必須項目と様式の対応表(基本情報レコード)【サービス提供年月:令和1年10月以降】」の表を追加 また、以下の様式種別番号の項目から「 」を削除</p> <p>【様式種別番号】 ・「1901:同行援護」</p> <p>【項目】 ・「合計2 内訳 100%」 ・「合計2 内訳 70%」 ・「合計2 合計 算定時間数計」 ・「合計4 内訳 100%」 ・「合計4 内訳 90%」 ・「合計4 合計 算定時間数計」 ・「合計2 内訳 90%」</p> <p>「(6)入力必須項目と様式の対応表(明細情報レコード)【サービス提供年月:令和1年10月以降】」の表を追加</p>

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	障害児給付費等請求書・明細書情報	<p>「(2) 障害児給付費等 明細書 基本情報レコード」 以下の項目の内容を変更 【項目】 ・「利用者負担上限月額」 【内容】 ・利用者負担上限月額を設定する <u>所得区分に応じた利用者負担上限月額を設定する</u></p> <p>以下の項目に注釈(5)を追加 【項目】 ・「利用者負担上限月額」 【内容】 ・当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。</p> <p>「(6) 障害児給付費等 明細書 集計情報レコード」 以下の項目の注釈(5)を変更 【項目】 ・「利用者負担額 (サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率に基づく利用者負担額)」 【内容】 【サービス提供年月が平成30年4月以降の場合】 (1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援の場合 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合 「0」を設定する。 多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 (2)(1)以外の場合 法第二十一条の五の十一、または法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。 (次頁へ続く)</p>

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	障害児給付費等請求書・明細書情報	<p>(前頁の続き)</p> <p><u>【サービス提供年月が令和1年10月以降の場合】</u></p> <p><u>(1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援の場合</u></p> <p><u>就学前障害児の発達支援無償化対象である場合</u> 「0」を設定する。</p> <p><u>就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合</u></p> <p><u>-1 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合</u> 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p><u>-2 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合</u> 「0」を設定する。</p> <p><u>-3 多子軽減対象でない場合</u> 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p><u>(2) 障害児入所支援、または医療型障害児入所支援の場合</u></p> <p><u>就学前障害児の発達支援無償化対象である場合</u> 「0」を設定する。</p> <p><u>就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合</u> 法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。</p> <p><u>(3) (1)、(2)以外の場合</u> 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>(次頁へ続く)</p>

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	障害児給付費等請求書・明細書情報	<p>(前頁の続き)</p> <p>【サービス提供年月が平成30年4月以降、令和1年9月以前の場合】</p> <p>(1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援の場合 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合 「0」を設定する。 多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>(2) (1)以外の場合 法第二十一条の五の十一、または法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。</p>

2 - 1 . 令和元年度制度改正・報酬改定等に係るインタフェース仕様書の主な変更点について

統計編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
令和元年度 制度改正・報酬改定等	全体	令和元年度制度改正・報酬改定等に伴い、以下のレイアウトを変更 ・「加算等集計レイアウト(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」 ・「加算等集計レイアウト(障害児支援、障害児相談支援)」 ・「マトリクス_事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス)」 ・「マトリクス_事業所ごとのサービス提供状況(障害児支援)」
	受給者関係(障害福祉サービス) 受給者関係(相談支援) 受給者関係(地域相談支援) 受給者関係(障害児支援) 受給者関係(障害児相談支援)	「明細ヘッダレコード」、「明細レコード」に以下の項目を追加 ・「第2子軽減対象児童数」 ・「第3子以降軽減対象児童数」 ・「無償化対象児童数」 ・「(再掲)無償化対象児童数のうち第2子軽減対象児童数」 ・「(再掲)無償化対象児童数のうち第3子以降軽減対象児童数」
	市町村単位におけるサービス利用状況 (概況)(障害児支援)	「明細ヘッダレコード」、「明細レコード」に以下の項目を追加 ・「(再掲)無償化対象児童数のうち第2子軽減対象児童数」 ・「(再掲)無償化対象児童数のうち第3子以降軽減対象児童数」

2 - 3 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

このページは空白です。

障害福祉人材の処遇改善対応について

令和元年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を新たに創設する。

これに伴い、新たな加算の算定要件を満たす事業所及び障害児施設については、令和元年10月以降、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る項目を設定した事業所異動/訂正連絡票情報、または障害児施設異動/訂正連絡票情報を、都道府県から国保連合会に提出すること。

対象の項目については、「令和元年10月より追加される項目一覧」を参照。

令和元年10月より追加される項目一覧

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和元年9月以前	令和元年10月以降	
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動/訂正連絡票 情報(サービス情報)	・福祉・介護職員等 特定処遇改善加算 の有無	設定不可	1:無し 2:有り	令和元年11月審査以降に向けて、設定が必要。 施行当初において、算定要件を満たさない事業所等であり、その他事業所情報等に変更がない場合、必ずしも新たに「異動/訂正連絡票情報」を作成する必要はない。 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」について、サービス種類により、設定の有無及び設定可能なコード値が異なる。詳細はインタフェース仕様書(都道府県編)を参照。
	・福祉・介護職員等 特定処遇改善加算 区分	設定不可	1:___ 2:___	

設定のイメージ

事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合 事業所異動連絡票情報 (サービス情報)

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	福祉・介護職員処遇改善加算の有無	福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無	福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分	...
2019.04.01	1:新規	9910011111	24	2:有り	6:	-	-	...
2019.10.01	2:変更	9910011111	24	2:有り	6:	<u>2:有り</u>	<u>1:</u>	...

「2:有り」を設定。
新たに「異動 / 訂正連絡票情報」を作成する必要あり。

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」について、サービス種類により、設定の有無及び設定可能なコード値が異なる。詳細はインタフェース仕様書(都道府県編)を参照。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定しない場合 事業所異動連絡票情報 (サービス情報)

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	福祉・介護職員処遇改善加算の有無	福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無	福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分	...
2019.04.01	1:新規	9910011111	24	2:有り	6:	-	-	...
2019.10.01	2:変更	9910011111	24	2:有り	3: (キャリアパス要件)	<u>1:無し</u>	-	...

「1:無し」を設定。
施行当初において、算定要件を満たさない事業所等であり、その他事業所情報等に変更がない場合、必ずしも新たに「異動 / 訂正連絡票情報」を作成する必要はない。

無償化関連項目(無償化対象区分)の設定について

令和元年10月に施行される「就学前の障害児の発達支援の無償化(以下、無償化という。)」について、令和元年10月サービス提供分より、無償化に応じた請求・支払をシステム上で取り扱うことが可能となる。

これに伴い、令和元年10月以降、無償化に係る項目を設定した障害児支援受給者異動/訂正連絡票情報を都道府県及び市町村から国保連合会に提出すること。

対象の項目については、「令和元年10月より追加される項目一覧」を参照。

令和元年10月より追加される項目一覧

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和元年9月以前	令和元年10月以降	
障害児支援受給者異動/訂正連絡票情報(基本情報)	・無償化対象区分	設定不可	1:対象外 2:対象	令和元年11月審査以降に向けて、設定が必要。施行当初において、無償化対象外であり、その他受給者情報に変更がない場合、必ずしも新たに「異動/訂正連絡票情報」を作成する必要はない。

設定のイメージ

障害児支援受給者異動 / 訂正連絡票情報 (基本情報)

無償化対象区分

無償化対象の場合

障害児支援受給者異動連絡票情報 (基本情報)

異動年月日	異動区分 コード	証記載 都道府県等番号	受給者証番号	利用者負担 上限月額	無償化対象区分	...
2019.04.01	1:新規	991111	9951111111	37,200	-	...
2019.10.01	2:変更	991111	9951111111	37,200	<u>2:対象</u>	...

所得区分に応じた利用者負担上限月額を設定。
従来の設定方法からの変更なし。

「**2:対象**」を設定。
新たに「異動 / 訂正連絡票情報」を作成する必要あり。

無償化対象外の場合

障害児支援受給者異動連絡票情報 (基本情報)

異動年月日	異動区分 コード	証記載 都道府県等番号	受給者証番号	利用者負担 上限月額	無償化対象区分	...
2019.04.01	1:新規	991111	9951111111	37,200	-	...
2019.10.01	2:変更	991111	9951111111	37,200	<u>1:対象外</u>	...

「**1:対象外**」を設定。
施行当初において、無償化対象外であり、その他受給者情報に変更がない場合、必ずしも新たに「異動 / 訂正連絡票情報」を作成する必要はない。

都道府県・市町村へのお願い

台帳の整備

令和元年度制度改正・報酬改定に伴い、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定等により体制の届出内容に変更がある事業所及び障害児施設に係る異動連絡票情報の提出、また、就学前の障害児の発達支援の無償化対象児童に係る異動連絡票情報の提出について、台帳の整備が必要となる。

このため、事業者の請求情報と都道府県の事業所台帳情報(障害児支援の場合は、障害児施設台帳情報)または市町村等の障害児支援受給者台帳情報の突合において、台帳の整備漏れ等による請求エラーが発生することのないよう、台帳情報の入力・国保連合会への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

事業者への周知について

都道府県、政令市等におかれては、令和元年度障害福祉サービス等報酬改定等について、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、処遇改善加算の届出、就学前の障害児の発達支援の無償化の対象児童等、事業者に対し十分に周知願いたい。

このページは空白です。

2 - 4 . 令和元年度からの介護給付費等の
請求様式等について

このページは空白です。

令和元年10月からの障害児給付費等明細書等の変更点について

令和元年10月の施行令の改正等に伴い、請求省令様式等の一部変更を行う。

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
児童福祉法	障害児通所給付費・入所給付費等明細書	様式第二	変更	就学前の障害児の発達支援の無償化対応に伴い、「利用者負担額」の記載方法を変更。
	特例障害児通所給付費等明細書	様式第五	変更	就学前の障害児の発達支援の無償化対応に伴い、「利用者負担額」の記載方法を変更。
障害者総合支援法	同行援護サービス提供実績記録票	様式19	変更	同行援護における「身体介護を伴う場合」及び「身体介護を伴わない場合」の報酬の廃止に伴い、「合計」欄を変更。

障害児通所給付費・入所給付費等明細書の記載における変更点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

(様式第二)

障害児通所給付費・入所給付費等明細書																									
都道府県番号										令和 年 月 日										助成自治体番号					
受給者証番号										指定事業所番号										請求事業者					
給付決定保護者氏名										事業者及びその事業所の名称										地域区分					
給付決定に係る障害児氏名										利用者負担上限月額①															
利用者負担上限額										指定事業所番号										管理結果					
管理事業所										事業所名称															
サービス種別		開始年月日		令和		年		月		日		終了年月日		令和		年		月		日		利用日数		入院日数	
サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		摘要															
サービス種類コード		サービス利用日数		給付単位数		単位数単価		総費用額		1割相当額		利用者負担額②		主眼月額調整額①(2の内少ない数)		調整後利用者負担額		上限額管理後利用者負担額		決定利用者負担額		請求額		給付費	
自治体助成分請求額		特定入所障害児食費等給付費		算定日額		日数		給付費請求額		実費算定額		枚中		枚目											

注: 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、「利用者負担上限月額①」欄には、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を記入することとする。

請求明細書(様式第二)については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「利用者負担上限月額」欄には、所得区分に応じた利用者負担上限月額を記載する。
従来の記載方法からの変更なし。

【サービス提供年月が令和元年10月以降の場合】

「利用者負担額」欄には、対象のサービス種類コード及び障害児支援受給者台帳(基本情報)の無償化対象区分に応じて、以下の額を記載する。

- (1) サービス種類コードが「61: 児童発達支援」、「62: 医療型児童発達支援」、「64: 保育所等訪問支援」、「65: 居宅訪問型児童発達支援」、「71: 福祉型障害児入所施設」、または「72: 医療型障害児入所施設」の場合

無償化対象(無償化対象区分が「2: 対象」)の場合
0円 ……無償化後の額

無償化対象でない場合
従来の記載方法からの変更なし。

- (2) サービス種類コードが「63: 放課後等デイサービス」の場合
従来の記載方法からの変更なし。

【サービス提供年月が令和元年9月以前の場合】

従来の記載方法からの変更なし。

「利用者負担上限月額」に係る注釈の追加。

障害児給付費等明細書の「利用者負担額」の記載例

受給者が無償化対象児童の場合

【前提条件】

- ・サービスの提供内容 : 児童発達支援(無償化対象サービス)
- ・利用者負担上限額管理 : 無し

利用者負担上限月額 ①	37,200		
利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	管理結果	管理結果額
	事業所名称		

サービス種別	開始年月日	終了年月日	利用日数	入院日数	外泊日数
61	平成 31 年 4 月 1 日	年 月 日	22 日	日	日

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
児発 1	611111	1,081	22	23,782	
児発栄養士配置加算 I 1	615130	37	22	814	
児発食事提供加算 II	615311	40	22	880	

サービス種類コード	61	児童発達支援	合計
サービス利用日数	22 日	日	日
給付単位数	25,476		25,476
単位数単価	11,240 円/単位	円/単位	円/単位
総費用額	286,350		286,350
1割相当額	28,635		
利用者負担額②	0		
上限月額調整(1.2の内少ない数)	0		0
調整後利用者負担額			
上限額管理後利用者負担額			
決定利用者負担額	0		0
請求額	給付費 286,350		286,350
自治体助成分請求額			
算定日額			
日数	日	日	日
給付費請求額			
実費算定額			

【利用者負担上限月額】

所得区分に応じた利用者負担上限月額を「利用者負担上限月額」欄に記載する。

従来の記載方法からの変更なし。

例の場合

37,200円となる。

【利用者負担額の求め方】

無償化後の額を求める。

受給者が無償化対象児童の場合、
無償化後の額 = 0円となる。

無償化後の額を「利用者負担額」欄に記載する。

例の場合、

利用者負担額 = 0円となる。

このページは空白です。

3 - 1 . 障害福祉サービス等に係る給付費の 審査支払事務の見直しについて

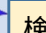





















このページは空白です。

3 - 1 . 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 対応スケジュール

効果的・効率的な審査支払事務の実施に伴う対応スケジュールは、以下のとおり。

 : 国保連のテスト環境へのリリース  : 国保連システムリリース  : マニュアルのリリース 複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No	対応内容	実施時期(予定)							
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	検討		 検討			順次、対応を実施		
2	事業所台帳情報参照機能の追加	検討							
3	一次審査等の実施	仮審査の推奨 / 実施のフォロー							
4	審査機能の強化	検討		 検討	 検討		検討		順次、対応を実施
5	警告からエラーへの移行	検討		検討	 検討	検討	 検討	 検討	順次、対応を実施
6	審査内容の拡充	検討		検討	 検討		検討		順次、対応を実施
7	査定の導入	課題の検討				市町村等における二次審査の標準化を推進し、さらなる強化を図るため、検討を進める			
8	一次審査結果資料等の作成	検討							今後検討
9	事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	検討	 (暫定版)	 (初版)		 (改版)			
10	台帳情報等整備の改善	運用の見直し及び周知							
11	台帳情報等参照機能の追加			検討					順次、対応を実施
12	自治体職員・国保連合会職員への研修	研修内容の検討				研修の実施			
13	事業者への研修	パンフレットの作成・配布		研修テキストの整備			研修の実施		
14	統計機能の拡充					検討			

3 - 1 . 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(2) 対応内容

今年度における主な対応内容は、以下のとおり。

No	対応内容	検討事項	内容
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化	簡易入力システムについて、共生型サービスの創設等に伴い、サービスを提供単位で管理できるように対応内容を検討する。 また、取込送信システムについては、請求情報内の整合性チェックの実装及びチェック範囲の見直し等を行った上で、点検機能の強化に向けた検討を行う。
2	一次審査等の実施	審査機能の強化	報酬告示に応じたチェック内容の強化等について、検討を行う。
3		警告からエラーへの移行	令和元年度下期予定の第二段階のエラー移行に向けた最終確認を行う。 また、第二段階でのエラー移行を見送り、新たに第三段階での移行対象としたエラーコードについて、エラー移行に向けた検討を行う。
4		審査内容の拡充	受給者台帳(支給決定情報)の参照範囲の見直し、各種加算に係る算定要件のチェック拡充等について、チェック内容等の検討を行う。
5		二次審査の標準化・強化	市町村等審査事務実態調査の結果を踏まえ、市町村等における二次審査の標準化を推進し、さらなる強化を図るための方策について検討を行う。
6		台帳情報等整備の改善	台帳情報等参照機能の追加
7	市町村等審査事務実態調査	市町村等へのアンケート・ヒアリング調査	給付費の審査のより効果的・効率的な実施に向け、市町村等における二次審査の実施状況をさらに詳細に把握するとともに、二次審査において返戻されている事例等についても調査を行う。
8	自治体職員等への研修	自治体職員等向けの研修内容	自治体や国保連合会の新任担当職員向け研修について、平成30年度の実施結果を踏まえ、引き続き研修の実施を行う。
9	事業者への研修	研修テキストの整備	障害者総合支援制度や給付費請求事務の解説など、事業者研修に必要なテキストの整備に向けた検討を行う。
10	統計機能の拡充	統計機能の拡充	統計機能の拡充の検討にあたり、比較対象としている介護保険の業務統計表について、実際の使用用途や頻度、課題点等の実態を把握するため、引き続き検討を行う。

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

このページは空白です。

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について


(1) 概要

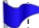



効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー」に移行する。

なお、移行にあたっては関係機関への影響を考え、段階的に移行することとし、第一段階として請求情報の整合性チェックに関するものを中心に149コードを平成30年11月審査分よりエラーへ移行した。

引き続き、第二段階として各種台帳情報との突合による整合性チェック等に関するものの移行を予定しており、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、令和元年11月審査分(令和元年10月サービス提供分)からエラーへ移行するエラーコードについて、令和元年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるようエラーメッセージの文頭に を付与している。

なお、第二段階での移行対象エラーコードの検討において、一部のエラーコードについては第二段階でのエラー移行を見送り、新たに第三段階での移行時期を設けた上で、チェック要件を見直すことにより国保連合会の審査で誤りと判断できるものは可能な限りエラー(返戻)とするよう引き続き検討を行う。

 : 障害者自立支援給付支払等システムのリリース

No	時期	対応内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	第一段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	 5月					
2		警告からエラーに移行	事業所への周知 警告(★)	11月		エラー		
3	第二段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加		 11月	 5月			
4		警告からエラーに移行	各種台帳情報の整備		事業所への周知	11月(予定)	エラー	
5	第三段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加					 5月(予定)	
6		警告からエラーに移行	各種台帳情報の整備	警告(※)	警告(★)		事業所への周知	11月(予定) エラー

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

(2)第二段階(令和元年11月予定)の移行対象エラーコード(案)一覧

第二段階(令和元年11月予定)の移行対象エラーコード(案)を以下に示す。

10月中を目途に、確定した内容について事務連絡にてお示しする。

No	エラーコード	メッセージ(1)
1	EE28	受付:事業所台帳に利用日数特例情報が登録されていません
2	EE43	受付:事業所台帳に請求明細書の日中支援加算欄の「指定事業所番号」に該当する事業所が登録されていません
3	EE46	受付:請求額集計欄の「給付率」に市町村の定める地域生活支援単位数表と異なる値が設定されています
4	EE47	受付:事業所台帳の事業者負担減免届出が「免除」の場合、「事業者減免額」は「上限月額調整」と一致する必要があります
5	EE49	受付:「単位数」が市町村の定める地域生活支援単位数を超えています
6	EE50	受付:請求明細書の請求額集計欄の「単位数単価」が10円ではありません
7	EE84	受付:入院時支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
8	EE85	受付:家庭連携加算に該当する単位数表が存在していません
9	EE86	受付:訪問支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
10	EE87	受付:帰宅時支援加算に該当する単位数表が存在していません
11	EE88	受付:入院・外泊加算に該当する単位数表が存在していません
12	EE93	受付:欠席時対応加算に該当する単位数表が存在していません
13	EF19	受付:事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
14	EF22	受付:障害児施設台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
15	EF42	受付:継続障害児支援利用援助費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
16	EF48	受付:初回加算と退院・退所加算は同月に算定できません
17	EF49	受付:初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算は同月に算定できません

1 エラーへ移行したタイミングで文頭の「 」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様)

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(1)
18	EF50	受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
19	EF51	受付:入院時情報連携加算 と入院時情報連携加算 は同月に算定できません
20	EF52	受付:特定事業所加算 、特定事業所加算 、特定事業所加算 、特定事業所加算 は同月に算定できません
21	EF53	受付:サービス利用支援費が算定されていないため、初回加算は算定できません
22	EF54	受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
23	EF55	受付:サービス利用支援費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
24	EF57	受付:サービス利用支援費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
25	EF58	受付:継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
26	EF60	受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、初回加算は算定できません
27	EG14	資格:請求明細書の「特定入所障害児食費等給付費・算定日額」が障害児支援助給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
28	EG29	資格:上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています
29	EG30	資格:請求明細書の特定障害者特別給付費の「算定日額」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
30	EG32	資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(円/日)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
31	EG66	資格:重度包括の単位数単価が単価表に存在しません
32	EG67	資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(日額)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(円/日)」を超えています
33	EG70	資格:受給者台帳に特定障害者特別給付費対象者の支給決定が登録されていないため、特定障害者特別給付費は算定できません
34	EG71	資格:受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません
35	EL06	受付:「契約終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は契約有効期間内または30日以内の年月である必要があります
36	EN02	資格:受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません
37	EQ21	受付:送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています
38	EQ22	受付:保育職員加配加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が保育職員加配加算の「回数」の合計を超えています

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(1)
39	EQ23	受付:心理担当職員配置加算(公認心理師の場合)の「回数」の合計が心理担当職員配置加算の「回数」の合計を超えています
40	EQ24	受付:特定事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
41	EQ43	受付:体験利用支援加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えています
42	EQ44	受付:体験利用加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用加算の「回数」の合計を超えています
43	EQ45	受付:体験宿泊加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験宿泊加算の「回数」の合計を超えています
44	EQ47	受付:行動障害支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
45	EQ48	受付:要医療児者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
46	EQ49	受付:精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
47	PA56	資格:受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません
48	PB07	受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
49	PB08	受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
50	PB44	資格:受給者が65歳以上ではない、または受給者台帳の「障害支援区分」が「区分4」以上ではありません
51	PB45	受付:受託居宅介護サービス費を請求する場合、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の請求が必要です
52	PJ56	受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
53	PJ57	受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
54	PP67	支給量:実績記録票の「退居日」の翌日以降に受託居宅介護サービス費は算定できません
55	PP72	支給量:算定されたサービスコードの請求明細書の「回数」の合計が決定支給期間中の算定可能回数を超えています
56	PQ38	支給量:請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急時対応加算(回)」を超えています
57	PQ39	支給量:請求明細書の初回加算の「回数」の合計が実績記録票の「初回加算(回)」を超えています
58	PQ40	支給量:請求明細書の福祉専門職員等連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「福祉専門職員等連携加算(回)」を超えています
59	PQ41	支給量:請求明細書の行動障害支援指導連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援指導連携加算(回)」を超えています

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(1)
60	PQ42	支給量:請求明細書の医療連携体制加算(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
61	PQ43	支給量:請求明細書の医療連携体制加算(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
62	PQ44	支給量:請求明細書の医療連携体制加算(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
63	PQ45	支給量:請求明細書の医療連携体制加算(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
64	PQ46	支給量:請求明細書の医療連携体制加算(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
65	PQ47	支給量:請求明細書の医療連携体制加算(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
66	PQ48	支給量:請求明細書の医療連携体制加算(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
67	PQ49	支給量:請求明細書の医療連携体制加算(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
68	PQ50	支給量:請求明細書の医療連携体制加算の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
69	PQ51	支給量:請求明細書の医療連携体制加算の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
70	PQ52	支給量:請求明細書の医療連携体制加算の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
71	PQ53	支給量:請求明細書の医療連携体制加算の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
72	PQ54	支給量:請求明細書の医療連携体制加算の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
73	PQ55	支給量:請求明細書の医療連携体制加算の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算の算定回数を超えています
74	PQ56	支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」の年月と一致していません
75	PQ57	支給量:請求明細書の事業所内相談支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「事業所内相談支援加算(回)」を超えています
76	PQ58	支給量:請求明細書の低所得者利用加算の「回数」の合計が実績記録票の「低所得者利用加算(回)」を超えています
77	PQ60	支給量:請求明細書の緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急短期入所受入加算(回)」を超えています
78	PQ62	支給量:請求明細書の単独型加算(長時間)の「回数」の合計が実績記録票の「単独型加算(一定の条件)(回)」を超えています
79	PQ63	支給量:請求明細書の重度障害者支援加算(一定の条件)の「回数」の合計が実績記録票の「重度障害者支援加算(回)」を超えています
80	PQ64	支給量:請求明細書の定員超過特例加算の「回数」の合計が実績記録票の「定員超過特例加算(回)」を超えています

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(1)	
81	PQ67	支給量:請求明細書の体験宿泊支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「体験宿泊支援加算(回)」を超えています	
82	PQ68	支給量:請求明細書の通勤訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の「通勤訓練加算(回)」を超えています	
83	PQ70	支給量:就労定着支援サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「1」以上である必要があります	
84	PQ72	支給量:特別地域加算を算定する場合、実績記録票の「特別地域加算(回)」は「1」以上である必要があります	
85	PQ73	支給量:自立生活援助サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上である必要があります	
86	PQ74	支給量:同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援(回)」は「1」以上である必要があります	
87	PQ77	支給量:請求明細書の行動障害支援連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援連携加算(回)」を超えています	
88	PQ78	支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています	
89	PS81	受付:実績記録票の重度包括の「加算後単位数」が「基本単位数」に「加算」の割合を乗じた単位数と一致していません	
90	PS82	受付:実績記録票の重度包括の「単位数」が「加算後単位数」と「派遣人数」から算出した値と一致していません	
91	PS84	受付:重度包括の実績記録票の「サービス内容」に同一日付で「短期入所」、または「共同生活援助」の明細が2件以上存在しています	
92	PT32	受付:実績記録票の重度包括の「基本単位数」が「適用単価」から算出した単位数と一致していません	
93	PT87	受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「開始時間」の設定が必要です	
94	PT88	受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「終了時間」の設定が必要です	
95	PU12	受付:提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています	2
96	PU14	受付:実績記録票の「サービス内容」と「重度包括・加算」の関係が不正です	
97	PU51	受付:実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています	3
98	PU61	受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません	
99	PU62	受付:同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	
100	PU63	受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されていません	
101	PU64	受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(1)
102	PU96	受付:同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません
103	PU97	受付:同じ「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています

- 2 No95のPU12については、機械的にエラーと判断できることが判明したため、警告(重度)からエラーへ変更を行う。
- 3 No97のPU51については、複数事業所間のチェックではなく、単一事業所の実績記録票内のチェックとなるため、警告(重度)からエラーへ変更を行う。

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

また、以下に示すエラーコードは審査内容の拡充により、令和元年5月審査分(平成31年4月サービス提供分)より新たに追加したエラーコードである。

No	エラーコード	メッセージ()
1	EL88	受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
2	EL89	受付:実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
3	EL90	受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です
4	EL91	受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています
5	EL93	受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています
6	EL94	受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌日以降の年月が設定されています
7	PP84	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません
8	PP86	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません
9	PU80	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています
10	PW01	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています
11	PW02	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
12	PW04	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
13	PW05	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
14	PW06	受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません
15	PW07	受付:体験利用支援加算 が算定可能回数を超えています
16	PW08	受付:体験利用支援加算 が算定可能回数を超えています
17	PW09	受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません
18	PW10	受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません

「エラー」へ移行した後は、文頭の「 」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ()
19	PW18	受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません
20	PW23	受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています
21	PW26	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています
22	PW27	受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護伴う)であることが必要です
23	PW37	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています

このページは空白です。

3 - 3 . 「事業変更年月日」の追加について

このページは空白です。

3 - 3 . 「事業変更年月日」の追加について

(1) 概要

インタフェース仕様書(都道府県編)(令和1年10月)に記載のとおり、事業所異動連絡票情報(サービス情報)等の項目に、新たに「事業変更年月日」を追加している。

これに伴い、令和元年10月以降、事業所の体制等に変更が生じた場合は、「事業変更年月日」を設定した事業所異動連絡票情報(サービス情報)等を提出すること。

現在の国保連合会における一次審査において、月途中で体制変更が生じた場合、事業所台帳(サービス情報)を体制変更が生じた日の前日で一度終了させ、体制変更が生じた日の情報を新規登録することで、体制変更前後の台帳情報を参照してチェックすることが可能である。しかしながら、大部分の都道府県システムにおいて、事業の廃止と新規の指定があったかのようなデータを作成することが困難であることが判明したため、新たに「事業変更年月日」を追加することで、月途中での体制変更に係る台帳登録を行えるようにする。

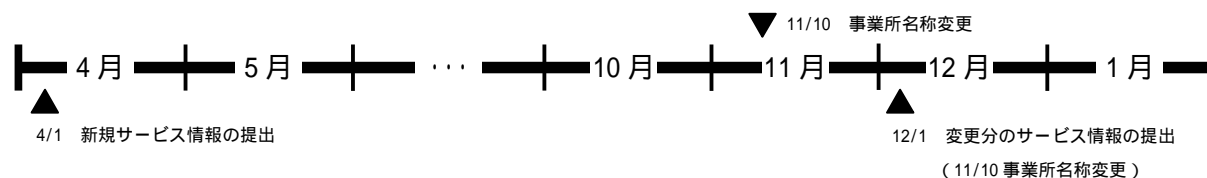
本項目の追加に伴い、今後、一次審査における月途中の体制に係るチェックの見直しを行い、さらに、現在警告としている事業所の体制に係るエラーコードについてもエラーへ移行していくことを検討している。

(2) 事業変更年月日の設定方法

「事業変更年月日」の設定方法は以下のとおり。(インタフェース仕様書(都道府県編)(令和1年10月)抜粋)

(1) 事業所名称が変更になった場合

2019年11月10日に事業所名称を変更する場合の例



異動年月日	異動区分	サービス種類	事業所番号	事業所名称	事業変更年月日
20190401	1:新規	短期入所	1410000010	事業所	-
20191101	2:変更	短期入所	1410000010	事業所	2019/11/10

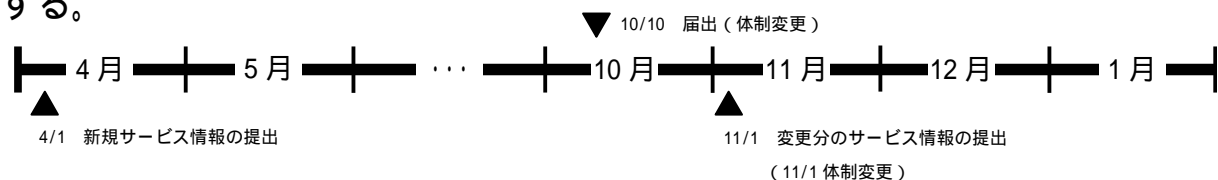
3 - 3 . 「事業変更年月日」の追加について

(2)月の途中で事業所の体制等が変更になった場合

単位数が増加する場合(事業所から都道府県への届出が15日以前になされた場合)

短期入所事業所において新たに常勤栄養士を配置する届出が2019年10月10日に行われた場合の例

事業所から都道府県への届出が15日以前になされた場合、翌月から算定を行うことができるため、異動年月日に翌月、事業変更年月日に翌月の初日を設定した異動区分「変更」の事業所異動連絡票情報(サービス情報)を登録する。

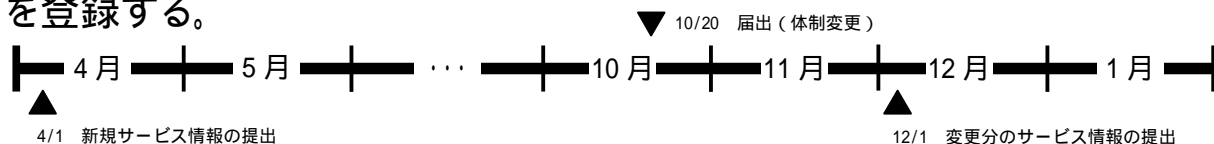


	異動年月日	異動区分	サービス種類	事業開始年月日	事業休止年月日	事業再開年月日	事業廃止年月日	栄養士配置加算の基準	事業変更年月日
	20190401	1:新規	短期入所	2019/04/01	-	-	-	無し	-
	20191101	2:変更	短期入所	2019/04/01	-	-	-	常勤栄養士	2019/11/1

単位数が増加する場合(事業所から都道府県への届出が16日以降になされた場合)

短期入所事業所においてその他栄養士から常勤管理栄養士に変更する届出が2019年10月20日に行われた場合の例

事業所から都道府県への届出が16日以降になされた場合、翌々月から算定を行うことができるため、異動年月日に翌々月、事業変更年月日に翌々月の初日を設定した異動区分「変更」の事業所異動連絡票情報(サービス情報)を登録する。



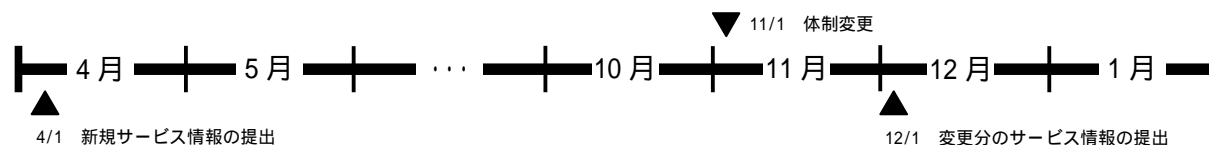
	異動年月日	異動区分	サービス種類	事業開始年月日	事業休止年月日	事業再開年月日	事業廃止年月日	栄養士配置加算の基準	事業変更年月日
	20190401	1:新規	短期入所	2019/04/01	-	-	-	その他栄養士	-
	20191201	2:変更	短期入所	2019/04/01	-	-	-	常勤管理栄養士	2019/12/1

3 - 3 . 「事業変更年月日」の追加について

単位数が減少する場合(加算等が算定されなくなった事実の発生した日が月の初日の場合)

短期入所事業所において常勤管理栄養士を配置していたが、2019年11月1日にその他栄養士に変更した場合の例

加算等が算定されなくなった事実の発生した日が月の初日の場合、異動年月日に当該月、事業変更年月日に当該月の初日を設定した異動区分「変更」の事業所異動連絡票情報(サービス情報)を登録する。

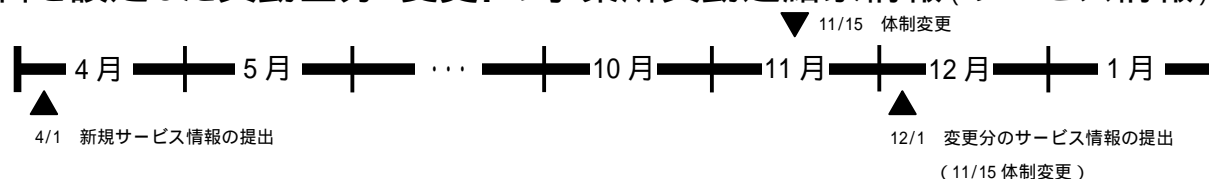


異動年月日	異動区分	サービス種類	事業開始年月日	事業休止年月日	事業再開年月日	事業廃止年月日	栄養士配置加算の基準	事業変更年月日
20190401	1:新規	短期入所	2019/04/01	-	-	-	常勤管理栄養士	-
20191101	2:変更	短期入所	2019/04/01	-	-	-	その他栄養士	2019/11/1

単位数が減少する場合(加算等が算定されなくなった事実の発生した日が月の途中の場合)

短期入所事業所において常勤管理栄養士を配置していたが、2019年11月15日にその他栄養士に変更した場合の例

加算等が算定されなくなった事実の発生した日が月の途中の場合、異動年月日に当該月、事業変更年月日に当該日を設定した異動区分「変更」の事業所異動連絡票情報(サービス情報)を登録する。

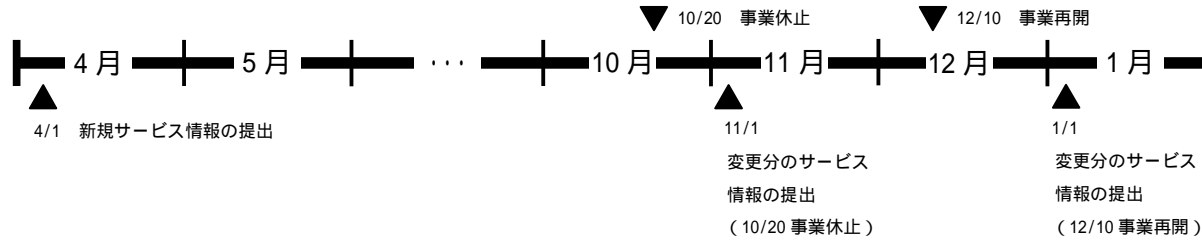


異動年月日	異動区分	サービス種類	事業開始年月日	事業休止年月日	事業再開年月日	事業廃止年月日	栄養士配置加算の基準	事業変更年月日
20190401	1:新規	短期入所	2019/04/01	-	-	-	常勤管理栄養士	-
20191101	2:変更	短期入所	2019/04/01	-	-	-	その他栄養士	2019/11/15

3 - 3 . 「事業変更年月日」の追加について

(3) 事業を休止・再開する場合

2019年10月20日に事業を休止し、2019年12月10日に事業を再開した場合の例



	異動年月日	異動区分	サービス種類	事業開始年月日	事業休止年月日	事業再開年月日	事業廃止年月日	栄養士配置加算の基準	事業変更年月日
	20190401	1:新規	短期入所	2019/04/01	-	-	-	常勤管理栄養士	-
	20191001	2:変更	短期入所	2019/04/01	2019/10/20	-	-	常勤管理栄養士	2019/10/20
	20191201	2:変更	短期入所	2019/04/01	2019/10/20	2019/12/10	-	常勤管理栄養士	2019/12/10

サービス情報 : 事業休止年月日が新たに設定された場合、事業変更年月日は事業休止年月日と同一日とする。

サービス情報 : 事業再開年月日が新たに設定された場合、事業変更年月日は事業再開年月日と同一日とする。

4 . 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

このページは空白です。

4. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

No	区分	質問	回答	備考
1	審査支払事務の見直し	<p>「イ 居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ 家事援助が中心である場合」の組み合わせについては、令和元年5月審査より実施されているが、「イ 居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ 家事援助が中心である場合」の時間重複については、受給者の状態や家庭の事情等を考慮して市町村が認めているケースもあることから、どのように入力すればよいのでしょうか。</p> <p>【問い合わせのケース(例)】 PU51が発生する入力(身体介護と家事援助で時間重複) 18:00～19:00 身体介護 18:00～19:00 家事援助</p>	<p>告示523号(報酬告示)における居宅介護サービス費は、「居宅における身体介護が中心である場合」と「家事援助が中心である場合」を分けて、それぞれ所定の単位を算定することになっている。居宅介護は、その支援がどの類型に当たるかによって所定の単位を算定するものであり、同一時間帯に異なる組み合わせの報酬は算定できないため、実際の該当の時間帯の支援が「居宅における身体介護が中心である場合」と「家事援助が中心である場合」のどちらの類型にあたるかによって入力内容を修正していただくこととなる。</p> <p>【問い合わせのケース(入力例)】 以下、1または2のいずれかの入力 1)身体介護が中心である場合 18:00～19:00 身体介護 2人派遣 2)家事援助が中心である場合 18:00～19:00 家事援助 2人派遣</p>	
2	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について	<p>「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の項目が新たにインターフェース仕様書に追加されたが、障害者支援施設における日中活動系サービスや短期入所において、併設型・空床利用型を指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む)または指定宿泊型自立訓練事業所以外において行った場合、若しくは単独型事業所において行った場合については区分が分かれていません。この場合、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」にはどのような値を設定するのでしょうか。</p>	<p>障害者支援施設における日中活動系サービスや短期入所において、併設型・空床利用型を指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む)または指定宿泊型自立訓練事業所以外において行った場合、若しくは単独型事業所において行った場合の区分が分かれていない場合につきましては、便宜上「1:」を設定いただきたい。(インターフェース仕様書【都道府県編】13-17ページ、23-15ページ 66 参照)</p>	
3	その他(算定要件)	<p>家庭連携加算と欠席時対応加算の同日算定は可能でしょうか。</p>	<p>いずれも相談援助を要件としている加算であり、家庭連携加算と欠席時対応加算は、同一日に算定できない。</p>	